

2025 年 10 月 1 日
福光農業協同組合

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。福光農業協同組合（以下「当組合」といいます）では、この理念のもと、①「営農：次世代へつなぐ地域農業の実現」、②「生活：豊かで暮らしやすい地域社会の実現」、③「経営：次代へつなぐ「地域に根ざした協同組合」を目指して」の 3 つのビジョンのもと安心して暮らせる地域社会をめざして「前進・信頼・調和」を経営理念として掲げ、2017 年 3 月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆様に寄り添い、安定的な資産形成と、豊かで安心して暮らせる生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取り組み状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

※共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、J A共済連）が共同で事業運営しております。J A共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、以下、ホームページをご参照ください。

【URL】 <https://www.ja-kyosai.or.jp/about/fiduciaryduty/>

1. 組合員・利用者への最適な商品・サービス提供

（1）金融商品

当組合が取扱う投資信託商品は、多様なニーズに合った商品を備えつつ、一定の商品数に絞ることが組合員・利用者の皆様の将来の備えの一步だと考え、中央機関である農林中央金庫において、「J Aバンクセレクトファンド」として、主に以下の基準のもと商品を選定しております。

また、当該商品を組成する投資運用会社を選定する際には、プロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認いたします。

製販全体で組合員・利用者の皆様の最善の利益を実現するため、J Aバンク全体として金融商品を購入した組合員・利用者の皆様の属性に関する情報および金融商品に係る反応や販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供するなど情報連携を行います。

なお、当組合は、投資性金融商品の組成に携わっておりません。

- ①長期投資 将来の備えに向けて「長期投資」を前提とした投資信託であること
(テーマ型ファンドでないこと)

- ②手数料 手数料が良心的な水準であること
- ③運用実績 過去の運用実績が相対的に良好であること
- ④将来性 これから将来に向けて資産を築いていく資産形成層に向けては、過度に分配金を捻出する投資信託でないこと
- ⑤運用体制 運用体制について外部機関の評価を得ていること

(2) 共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆様の日常生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して安心して備えられるよう、最良・最適な共済仕組みとサービスを提供します。

なお、当組合は、投資性金融商品の組成および外貨建て共済など市場リスクを有する共済仕組みの提供はしていません。

【原則2本文および(注)、原則3本文および(注)、原則6本文および(注2、3、6、7)】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

当組合は、組合員・利用者の皆様一人ひとりに寄り添った以下の活動に取り組めます。

また、各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆様に分かりやすいご説明を心がけるとともに、ご相談に対して迅速に対応します。

(1) 信用の事業活動

- ①組合員・利用者の皆様一人ひとりの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、組合員・利用者の皆様にふさわしい商品をご提案し、属性・適合性を判断したうえで販売します。また、ご高齢の組合員・利用者の皆様には複数名でニーズ等の確認を行い、より丁寧に説明し、お取引後も日々の接点を通じてより安心していただける対応を行います。

【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、3、4、5)】

- ②お客様の投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

- ③ご提案時には販売手数料の多寡に関わらず、組合員・利用者の皆様のリスク許容度・ニーズに合った最適な商品をご提案いたします。

【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

(2) 共済の事業活動

- ①当組合は組合員・利用者の皆様に寄り添い、「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障の提供を通じて、組合員・利用者の皆様が安心して暮らせる豊かな生活づくりに努めます。組合員・利用者の皆様に対して、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・収入・資産・家族構成・ライフプラン等に応じた、最適・最良な保障・サービスをご提案いたします。

【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

②保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆様のご意向を的確に把握・確認したうえで、十分に保障内容をご理解・ご納得いただけるよう丁寧で分かりやすい重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施します。

【原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

③特に高齢の組合員・利用者の皆様に対しては、より丁寧に分かりやすくご説明し、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな対応を行います。

【原則6本文および（注1、2、4、5）】

④なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆様にご負担いただく手数料等はございません。

【原則4】

3. 利益相反の適切な管理

（1）組合員・利用者の皆様への商品選定や保障提案、情報提供にあたり、組合員・利用者の皆様の利益を不当に害することが無いように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則3本文および（注）】

4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

（1）組合員・利用者の皆様の多様な資産運用等のニーズに対し、的確なコンサルティングを提供し、堅確な事務を行うため、継続的に職員への各種研修会・勉強会の充実や資格取得を推奨し、高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成します。また、職員一人ひとりが自ら組合員・利用者の皆様の最優先に考え行動し、組合員・利用者サービス向上に向けた取り組み等が評価されるよう業績評価体制を整備します。

【原則2本文および（注）、原則6本文および（注5）、原則7本文および（注）】

（2）組合員・利用者の皆様からいただいた「声（お問い合わせ・ご相談・ご要望・苦情等）」を誠実に受け止め、業務改善に取り組むとともに、最適な金融商品、共済仕組みを提供できるよう継続的に職員育成を行います。

【原則2本文および（注）、原則6本文および（注5）、原則7本文および（注）】

※上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024年9月改訂）との対応を示しています。